

専門実践教育訓練明示書

講座の名称	看護学科													
実施方法	① 通学 (昼間・夜間・土日) ② 通信スクーリング													
指定講座番号	9	1	0	1	4	—	1	7	1	0	0	1	—	9
講座の創設年月日	平成 23 年 4 月 1 日													
専門実践教育訓練給付金対象講座の指定期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日まで													
過去1年の講座実績	入講者数 41 人													
	修了者数 39 人													
訓練期間	36 ヶ月				総訓練時間				3015 時間					

1. 教育訓練目標

① 取得目標とする資格の名称、目標レベル	<input checked="" type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 (看護師) <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 (—) <input checked="" type="checkbox"/> 専門職学位 (専門士)
	教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等 ・保健師・助産師学校養成所受験資格 ・4年制看護大学編入受験資格 ・専門士の称号
② ①に係る資格・試験等の実施機関名称	厚生労働省
③ 当該資格等を取得するための要件または受験資格等	本校にて履修すべき科目のすべてにおいて単位修得の認定(101単位)を受けた者については、学校運営会議において学校長が卒業を認定する。
④ 当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	医療・保健・福祉業界で看護師としての業務にあたる (病院・診療所・訪問看護、介護施設、地域保健センター等)

2. 教育訓練の内容

※使用教材他、詳細はシラバス参照

	教科 (カリキュラム)	時間	使用教材名
基礎分野	論理学	30	
	健康科学	15	
	情報科学	30	
	心理学	30	
	成長発達論	30	
	人間関係論	30	
	倫理学	30	
	教育学	30	
	家族社会学	30	
	文化人類学	15	
	生活科学	30	
	英語Ⅰ	30	
	英語Ⅱ	30	
専門基礎分野	人体の発生と構造・血液の成分と機能	30	
	呼吸・循環の構造と機能	30	
	消化・内分泌・腎泌尿・生殖の構造と機能	30	
	脳神経・骨格・筋・感覚の構造と機能	30	
	生化学	30	
	疾病の発生と病理的变化	30	
	呼吸器・循環器・血液造血器の疾病と回復の促進	30	
	消化器・腎泌尿器・女性生殖器の疾病と回復の促進	30	
	脳神経・運動器・感覚器の疾病と回復の促進	30	
	内分泌・膠原病・感染症・アレルギーの疾病と回復の促進	30	
	微生物学Ⅰ(微生物の基礎)	15	
	微生物学Ⅱ(感染と防御)	30	
	栄養学	30	
	薬理学Ⅰ(薬物の作用機序)	15	
	薬理学Ⅱ(薬物療法と看護)	30	
	総合医療論	15	
	公衆衛生学	30	
	社会福祉	30	
関係法規	30		
専門分野Ⅰ	看護学概論	30	
	看護課程の基礎	45	
	看護研究の基礎	30	
	基礎看護技術1	30	
	基礎看護技術2	30	
	日常生活援助技術1	30	
	日常生活援助技術2	30	
	ヘルスアセスメント	30	
	診療に伴う看護技術	30	
	臨床看護総論	15	
	基礎看護学実習Ⅰ-1	15	
	基礎看護学実習Ⅰ-2	30	
	基礎看護学実習Ⅱ	90	

	教科 (カリキュラム)	時間	使用教材名
専門分野Ⅱ	成人看護学概論	30	
	セルフマネジメントが必要な成人の看護	30	
	生命が危機状況にある成人の看護	30	
	セルフケアを再獲得する成人の看護	30	
	治療困難な状況にある成人の看護	30	
	健康障害を持つ成人の看護過程	30	
	老年看護学概論	30	
	高齢者のヘルスアセスメントと看護援助	30	
	健康障害をもつ高齢者の看護	30	
	健康障害をもつ高齢者の看護過程	15	
	小児看護学概論	30	
	健康障害をもつ小児の看護	30	
	小児看護技術	30	
	健康障害をもつ小児の看護過程	15	
	母性看護学概論	15	
	妊娠期・分娩期の看護	30	
	産褥期・新生児期の看護	30	
	母性機能に障害をもつ人の看護	30	
	精神看護学概論	15	
	こころの健康	30	
	こころを病む人と医療	30	
	こころを病む人の看護の展開	30	
	成人看護学実習Ⅰ	90	
	成人看護学実習Ⅱ	90	
	成人看護学実習Ⅲ	90	
	老年看護学実習Ⅰ	90	
	老年看護学実習Ⅱ	90	
	小児看護学実習	90	
	母性看護学実習	90	
	精神看護学実習	90	
統合分野	在宅看護概論	15	
	在宅看護の対象と法制度	30	
	在宅における看護技術	30	
	在宅療養している人の看護過程	30	
	統合看護技術	30	
	国際看護	15	
	災害看護	15	
	看護管理	15	
	医療安全	15	
	在宅看護論実習	90	
	統合実習	90	

3. 受講者となるための要件 (この講座を受講するために必要とされている条件など)

① 受講するに当たって必要な実務経験等	なし
② 受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	高等学校を卒業、もしくは高等学校卒業程度認定試験に合格した者
③ その他	本校の実施する入学試験に合格した者

〔特記事項〕

--

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況				
① 前年度の修了者数	40	人		
② ①に係る教育訓練の入講者数	40	人		
③ ②のうち目標資格の受験者数	40	人	受験率(②/①)	100.0%
④ ③のうち合格者数	40	人	合格率(③/②)	100.0%
⑤ ②(入講数)のうち就職者数 ※1	36	人		
⑥ ②(入講数)のうち在職者数 ※2	0	人	就職・在職率(⑤+⑥/①)	90.0%
※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。 ※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。				
(2) 受講修了者による講座の評価等				
① 回答者総数	40	人		
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	0	人	②A:就業者計 0
	2 非正社員、派遣社員	0	人	
	3 その他の就業(自営業等)	0	人	
	4 学生	40	人	②B:非就業者計 40
	5 求職中	0	人	
	6 その他(主婦、無職等)	0	人	
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	0	人	③の回答数合計 ※②Aと同数 (又はそれ以下) 0
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0	人	
	3 社内外の評価が高まる	0	人	
	4 円滑な転職に役立つ	0	人	
	5 趣味・教養に役立つ	0	人	
	6 その他の効果	0	人	
	7 特に効果はない	0	人	
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	7	人	④の回答数合計 ※②Bと同数 (又はそれ以下) 40
	2 希望の職種・業界で就職できる	22	人	
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	10	人	
	4 趣味・教養に役立つ	0	人	
	5 その他の効果	1	人	
	6 特に効果はない	0	人	
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	37	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数 (又はそれ以下) 40
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人	
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人	
	4 就職していない	3	人	
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	17	人	⑥の回答数合計 ※①と同数 (又はそれ以下) 40
	2 おおむね満足	23	人	
	3 どちらとも言えない	0	人	
	4 やや不満	0	人	
	5 大いに不満	0	人	

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	科目毎の評価、ならびに看護師国家試験模擬試験等による
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	—

6. 受講効果の把握方法

<p>(1) 受講認定基準</p> <p>(6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)</p>	<p>学則 第11条で規定されているとおり ※以下条文</p> <p>(単位の認定及び成績の評価)</p> <p>第11条 単位認定は、当該科目に必要な出席状況と当該科目の評価により行う。</p> <p>2 授業科目については、科目を履修しその試験に合格しなければならない。</p> <p>3 授業科目の出席時数が3分の2に達していない者は、その科目の評価を受ける資格を失う。看護学科の臨地実習においては、3分2に達成していない者は評価を受ける資格を失う。</p> <p>4 授業科目等の評価はA(80点以上)・B(79～70点以上)・C(69～60点)・D(60点未満)の4段階とし、C以上を合格とする。</p> <p>5 傷病、忌引、その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった者については追試験、試験が不合格の者については再試験を行うことができる。追試験、再試験に必要な事項は履修規程に定める。</p> <p>6 臨地実習において出席時間数が足りなかった者は追実習、評価が不合格の者については、定められた学習をした後に再実習を行うことができる。追実習、再実習に必要な事項は履修規程に定める。</p>
<p>(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法</p>	<p>履修規定 第6条で規定されているとおり ※以下条文</p> <p>(試験及び評価)</p> <p>第6条 学科および演習の試験は、原則として授業終講時に実施する。</p> <p>2 授業科目の試験は、筆記、口頭、レポートおよび実技などの方法で行う。</p> <p>3 正当な理由がなく、または無届で試験をうけなかった者は、当該科目の評価の対象としない。従ってその科目の追試験を認めないことがある。</p> <p>臨床実習については、実習状況および内容、提供された諸記録、レポート等を総合して評価を行う。</p>
<p>(3) 修了認定基準</p> <p>(出席率・修了認定試験等の具体的な基準)</p>	<p>学則 第13条で規定されているとおり ※以下条文</p> <p>(履修の認定)</p> <p>第13条 当該学年終了時まで所定の科目の単位を修得した者について、学校運営会議において修得を認定する。</p> <p>授業科目に必修単位(101単位・3015時間)を修得した者に対し、卒業認定する。</p>
<p>(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法</p>	<p>(2)と同様</p>

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法

<p>(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法</p>	<p>担任制を導入し、適切な指導・助言をおこなっている。</p> <p>必要時は質問等を随時受け付け、個別指導を行なっている。</p>
<p>(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制</p> <p>(例:資格取得関連情報や資格関連職種の人事情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)</p>	<p>特別講義や、看護師国家試験対策セミナーの他に、学生の個々の理解度、学習の進捗などを定期的に確認しながら、随時柔軟な指導を行う。</p> <p>就職については、関連病院への就職支援ならびに、その他希望施設へも個別に就職支援を行う。</p>

8. その他の事項

指定教育訓練実施者名 及び代表者名	学校法人巨樹の会		代表者: 理事長	藤井 茂												
住所及び連絡先	福岡県福岡市東区和白丘2-1-12		TEL	092-607-0053												
施設名称及び施設長名	武雄看護リハビリテーション学校		施設長: 学校長	太田 貞武												
住所及び連絡先	佐賀県武雄市武雄町大字富岡12623番地		TEL	0954-23-6700												
苦情受付者	氏名	野村 晋広	所属	事務部												
			TEL	0954-23-6700												
事務担当者	氏名	山崎 めぐみ	所属	事務部												
			TEL	0954-23-6700												
専門実践教育訓練 経費支払い方法	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費															
	(① + ②)			3,150,000 円												
① 一括払	① 入学料 (税込額)			250,000 円												
② 分割払	② 受講料 (税込額)			2,900,000 円												
③ 両方可能				<table border="1"> <tr><td>第1期</td><td>450,000 円</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>450,000 円</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>500,000 円</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>500,000 円</td></tr> <tr><td>第5期</td><td>500,000 円</td></tr> <tr><td>第6期</td><td>500,000 円</td></tr> </table>	第1期	450,000 円	第2期	450,000 円	第3期	500,000 円	第4期	500,000 円	第5期	500,000 円	第6期	500,000 円
第1期	450,000 円															
第2期	450,000 円															
第3期	500,000 円															
第4期	500,000 円															
第5期	500,000 円															
第6期	500,000 円															
				(うち、必須教材費 - 円)												
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費															
	(① + ② + ③ + ④)			837,380 円												
	① 任意の教材費 (税込額)			187,380 円												
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)			- 円												
	③ 施設維持費 (税込額)			350,000 円												
	④ その他 (税込額) (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代)			300,000 円												
	3. 総額 (税込額)															
	(1. + 2.)			3,987,380 円												